



平成30年3月13日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 隅田 敏



平成30年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年1月10日付け越契第388号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,260円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

960円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施するなどの取組について検討すること。



〔単位:円(1時間あたり)〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,464	27	普通船員	2,543
2	普通作業員	2,183	28	潜水士	4,320
3	軽作業員	1,575	29	潜水連絡員	3,072
4	造園工	2,239	30	潜水送気員	3,072
5	法面工	2,802	31	山林砂防工	2,970
6	とび工	2,903	32	軌道工	5,040
7	石工	2,970	33	型わく工	2,813
8	ブロック工	2,790	34	大工	2,779
9	電工	2,475	35	左官	2,914
10	鉄筋工	2,937	36	配管工	2,340
11	鉄骨工	2,723	37	はつり工	2,723
12	塗装工	2,903	38	防水工	3,139
13	溶接工	3,083	39	板金工	3,015
14	運転手(特殊)	2,610	40	タイル工	2,489
15	運転手(一般)	2,273	41	サッシ工	2,757
16	潜かん工	3,263	42	屋根ふき工	2,571
17	潜かん世話役	3,859	43	内装工	3,038
18	さく岩工	3,094	44	ガラス工	2,700
19	トンネル特殊工	3,252	45	建具工	2,662
20	トンネル作業員	2,644	46	ダクト工	2,385
21	トンネル世話役	3,555	47	保温工	2,419
22	橋りょう特殊工	3,353	48	建築ブロック工	2,569
23	橋りょう塗装工	3,387	49	設備機械工	2,453
24	橋りょう世話役	3,690	50	交通誘導警備員A	1,497
25	土木一般世話役	2,588	51	交通誘導警備員B	1,328
26	高級船員	3,218			

